

春の一日領事館

One Day Consular Service

過去フィラデルフィア日本人会を担った方々の尽力により実現された一日領事館サービスは、パスポートの更新に非常に便利なため、皆様大変喜んでいただいております。今回もニューヨークより領事がお越しくださり、フィラデルフィアにて手続きをさせていただきます。又、パスポート申請以外に在外選挙登録、各種証明、その他のご相談のある方もこの機会を是非ご利用ください。

開催日時：3月17日（土）10:00 am –2:00 pm（1:30頃までにおいでください。）

開催場所：[Sheraton Philadelphia Society Hill Hotel](#)

One Dock Street (2nd and Walnut St.) Philadelphia, PA 19106 Phone: (215) 238-6000

1. 手続き手順（パスポート）

(1) 日本人会事務局より、必要な申請書と詳細な手続き案内を入手する。

申請書を入手後この領事館サービスを利用されないことになった場合は、必ず事務局までその旨ご連絡ください。申請書が1週間経っても届かない場合は事務局（215-840-4645）まで再度ご連絡ください。この代行手続きは会員のためのサービスです。非会員の方は直接領事館にご連絡ください。（事務局へは平日の9時半から2時の間にお願いします。その他の時間はメッセージをお残しください。Emailでも結構です。）

(2) 手続きに必要な書類を準備する。必要書類は申請書と一緒に郵送してください。

1. 一般旅券発給申請書

- **未成年者の申請の場合、裏面に法定代理人の署名が必要です。なお、申請者が0から17歳の場合は、法定代理人の署名欄に必ず父母の連名で署名してください。**日本語で署名できない場合は、本人が通常する署名をしてください。連名が困難な場合は事務局までご連絡ください。

2. 写真1枚

- サイズなどは仮申請の注意事項の2ページ目を参考にしてください。写真は申請用紙に貼ったりクリップで留めたりせずに、裏面に氏名を記入のうえ封筒に入れてください。

3. 戸籍謄（抄）本の原本1通

- 6ヶ月以内に発行されたもの、以下参照。

4. 最新のパスポートのコピー

- 見開きの頁（顔写真、署名欄ページ）から追記欄まで6頁。
- **パスポートは絶対に郵送しないでください。**

5. 米国滞在資格が確認できる書類のコピー

- 米国査証の写真のページ、I-94、I-20、DS-2019、永住権（グリーンカード）等。
- **有効期限が記載されていないタイプのグリーンカードをお持ちの方は、米国籍を取得していない事を確認するために「確認書」の提出が必要です。**お手持ちのグリーンカードをご確認になり、必要な方はお申し出ください。

■ 重国籍の方は、他国政府の発行した有効なパスポートの写真のページのコピー、又は出生証明書のコピー。

6. 同意書

- 今回の一日領事館で新しいパスポートを受領しなかった場合、申請は取り下げとなります。

7. 代行手数料

- 各申請につき5ドルの小切手（“JAGP”宛て）を同封してください。
- 個人会員の方がお子様のパスポートの更新を希望される場合は、家族会員に変更手続きを取るか、代行手数料20ドルをお支払いください。この条件に同意されない場合は、直接領事館にご連絡ください。

◆ **現在お持ちのパスポートの有効期間が、一日領事館開催日まで有効期間内であって、現有パスポートの申請時から氏名、本籍地など戸籍記載事項に変更がない場合は、戸籍謄（抄）本の提出を省略することができます。**

- ◆ 別名併記及び非ヘボン式表記希望者は、申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入の上、出生証明書 (birth certificate) のコピー、外国のパスポート、婚姻証明書など、英字のつづりの確認できるものがが必要です。いずれの場合も、パスポートや書類の原本ではなく、該当ページのコピーを同封してください。
- ◆ お手持ちのパスポートが失効している方、又は一日領事館開催日までに失効する方、今回初めてパスポートを申請される方、及び戸籍の記載事項に変更がある方は、例外なく一日領事館開催日時点で6ヶ月以内に発行された戸籍謄（抄）本の原本が必要です。日本にいるご家族、ご親戚などを通じて、お取り寄せください。パスポートの更新は有効期限が1年以内なら可能です。

(3) 必要書類をJAGP事務局（品川宅）に郵送する。

郵送先： JAGP/ Miki Shinagawa
122 Taylors Mill Rd.
Downingtown, PA 19335

締切り:2月24日(土)必着

ご注意！ UPS又はFedExでの送付は受付出来ません。郵便局の **Certified Mail** をご使用ください。緊急の場合は、まず事務局にご一報の上、郵便局の Express Mail でご送付ください。普通の **First Class Mail** では絶対に送らないようにご注意ください。

(4) 一日領事館サービス会場に本人が出頭し、領事よりパスポートを受領する。

- **お子様の場合でも本人の出頭が必要です。**
- **当日は古いパスポート及び米国滞在資格が確認できる書類の原本（グリーンカードなど）をご持参ください。**
- ◆ 発給手数料：当日会場にて領事に直接お支払い下さい。現金又は「Consulate General of Japan」宛てのマネーオーダーをご用意下さい。小切手、クレジットカードは取り扱いません。現金の場合は**お釣り銭のないよう**お願いします。

10年旅券：145ドル 5年旅券（一般）：100ドル 5年旅券（12歳未満）：55ドル

2. 証明書の申請及び戸籍関係届出の提出について（予約制）

署名、在留、婚姻、出生、旅券所持証明書の申請及び戸籍関係届出の提出は予約制になっています。ご希望の方は、直接、総領事館領事部に連絡の上、必ず予約してください。なお、各種証明書については、一日領事館当日は申請の受付のみで、交付は後日総領事館からご用意いただいた返信用封筒にて直接郵送されます。また、詳しい説明、必要書類等につきましては、総領事館ウェブサイト「届出と証明」をご覧ください。

3. 在外選挙人名簿登録申請について（無料）

18歳以上の日本国籍所持者で当館の選挙管轄区域内にお住まいの方が対象です。事前の予約は不要ですので、以下の書類を持ってご来場ください。

1. 有効な日本旅券（提示できない場合は、運転免許証など、身分を証明する書類）
2. 当館の選挙管轄区域内に居住していることを確認できる書類（住宅賃貸借契約書、公共料金請求書、各州発行の運転免許証など）

※ ただし、在留届を3か月以上前に提出済みで、住所に変更がない場合は2.は不要です。

なお、申請書には、住民票に記載されていた最終住所地、日本からの出国日などをご記入いただきますので、あらかじめご確認の上、ご来場ください。

在外選挙の対象となる選挙：国政選挙（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙）

詳しくは、在ニューヨーク日本国総領事館へお問い合わせ下さい。212-371-8222（Main）

<http://www.ny.us.emb-japan.g>